

「千葉県行徳内陸性湿地再整備検討協議会設置要領」の新旧対照表

| 現行（改正前） | 新（改正後） | 改正の主旨等 |
|---|--|---|
| <p>千葉県行徳内陸性湿地再整備検討協議会設置要領</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要領は、野鳥の生息地及び生態観察の場としての環境整備を図るため、行徳内陸性湿地再整備の諸対策を総合的見地から協議し、円滑な推進を図るものとする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 千葉県行徳内陸性湿地再整備検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>（協議事項）</p> <p>第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。</p> <p>（1）「行徳内陸性湿地再整備」についての基本的な考え方</p> <p>（2）野鳥の生息に適した環境造りの手法の検討</p> <p>（3）再整備基本計画案の検討</p> <p>（4）生態観察の場としての整備の手法の検討</p> <p>（5）その他行徳内陸性湿地の整備等に関する事</p> <p>（委員）</p> <p>第4条 協議会は、<u>11名以内</u>の委員をもって構成する。</p> <p>2 委員は、学識経験者、市川市の職員、関係団体の代表者、<u>及び千葉県関係行政機関の職員</u>の中から知事が委嘱又は任命する。</p> <p>3 委員の任期は2年とする。</p> <p>4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。<u>ただし、千葉県関係行政機関の職員の中から任命された委員の任期は、その職の在任期間とする。</u></p> <p>5 第2項のうち、<u>市川市及び千葉県の職員は、別表の者をもってあて</u> <u>る。</u></p> | <p>千葉県行徳内陸性湿地再整備検討協議会設置要領</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要領は、野鳥の生息地及び生態観察の場としての環境整備を図るため、行徳内陸性湿地再整備の諸対策を総合的見地から協議し、円滑な推進を図るものとする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 千葉県行徳内陸性湿地再整備検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>（協議事項）</p> <p>第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。</p> <p>（1）「行徳内陸性湿地再整備」についての基本的な考え方</p> <p>（2）野鳥の生息に適した環境造りの手法の検討</p> <p>（3）再整備基本計画案の検討</p> <p>（4）生態観察の場としての整備の手法の検討</p> <p>（5）その他行徳内陸性湿地の整備等に関する事</p> <p>（委員）</p> <p>第4条 協議会は、<u>9名以内</u>の委員をもって構成する。</p> <p>2 委員は、学識経験者、市川市の職員、関係団体の代表者__の中から知事が委嘱又は任命する。</p> <p>3 委員の任期は2年とする。</p> <p>4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。<u>__</u></p> <p>5 第2項のうち、<u>委員数の内訳は別表のとおりである。</u></p> | <p>・ 第4条1 指針5 (2)に基づき改正。</p> <p>・ 第4条2 指針5 (2)に基づき削除。</p> <p>・ 第4条4 指針5 (2)に基づき一部削除。</p> <p>・ 第4条5 指針5 (7)に基づき一部改正。</p> |

| | | |
|--|---|--|
| <p>(役員)</p> <p>第5条 協議会に会長1名を置く。</p> <p>2 会長は、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>3 会長は、会務を総理し協議会を代表する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 協議会は、会長が招集し、協議会の議長は会長がこれに当たる。 なお、協議会は、必要に応じ関係者を招集することができるものとする。</p> <p>2 会長に事故あるときは、会長が指名した者がその職務を代理する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 協議会の庶務は、千葉県生活環境部自然保護課において行うものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長に委任する。</p> <p><u>付 則</u></p> <p>1 この要領は、平成 6年 3月 1日から施行する。</p> <p>2 この要領は、平成13年 5月15日から施行する。</p> <p>3 この要領は、平成14年 5月31日から施行する。</p> <p>4 この要領は、平成16年 5月17日から施行する。</p> <p>5 この要領は、平成19年12月 7日から施行する。</p> | <p>(役員)</p> <p>第5条 協議会に会長1名を置く。</p> <p>2 会長は、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>3 会長は、会務を総理し協議会を代表する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 協議会は、会長が招集し、協議会の議長は会長がこれに当たる。 なお、協議会は、必要に応じ関係者を招集することができるものとする。</p> <p>2 会長に事故あるときは、会長が指名した者がその職務を代理する。</p> <p><u>3 会長は、施設等整備の実施に向けた具体的な手法等を検討する必要があると認めるときはワーキンググループを設置することができる。</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 協議会の庶務は、千葉県生活環境部自然保護課において行うものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長に委任する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 この要領は、平成 6年 3月 1日から施行する。</p> <p><u>2 千葉県行徳内陸性湿地再整備検討協議会は、施行の日から平成28年度末までの間に限って設置する。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p>この要領は、平成13年 5月15日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p>この要領は、平成14年 5月31日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p>この要領は、平成16年 5月17日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> | <p>・ワーキンググループの位置付けを明確にするため、規定を追加。</p> <p>・付則7 指針4(3)②に基づき追加。</p> |
|--|---|--|

別表

| 区分 | 委員 | 員数 |
|------------|---|-----------|
| 学識経験者 | <u>学識経験者</u> | 6名 |
| 市川市 | <u>市川市環境清掃部長</u> <u>市川市行徳支所長</u> | 2名 |
| 自然保護団体 | <u>行徳野鳥観察舎友の会代表</u> | 1名 |
| <u>千葉県</u> | <u>県土整備部公園緑地課長</u> <u>企業庁地域整備部建設課長</u> | <u>2名</u> |

(計11名)

この要領は、平成19年12月 7日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 月 日から施行する。

別表

| 区 分 | 員数 |
|----------------------------|----|
| 学識経験者 | 6名 |
| 市川市 | 2名 |
| <u>野鳥保護に関する自然保護団体からの代表</u> | 1名 |

(計 9名)

・別表 指針5(6)に基づき県職員を削除、指針5(7)に基づき市川市の委員の特定の職名を削除。